

平成 27 年 1 月 19 日

## 年俸制導入に伴う職員給与規定等の改正に対する 過半数代表者からの意見書

過半数代表者  
人間科学研究部門 教授 渡邊芳之

1 月 15 日に大学側から説明のあった、年俸制の導入に伴う職員給与規定等の改正について、過半数代表者の意見を述べます。

本学教員への年俸制の導入については、教員の待遇改善、労働環境改善を目的にしたものではないことから、過半数代表者としては基本的に賛成できないものです。しかし、導入がやむを得ない状況で関係する規定を整備することについては避けられないことと理解します。

ただし、新規採用される教員について年俸制給与を強制する点については賛成できません。現任教員、すでに採用が決まっている教員だけでなく、今後新規採用される教員についても月給制給与と年俸制給与を選択できるようにしていただきたいと思えます。

また、今後の運用についても、年俸制給与への移行はあくまでも教員本人の自由意志によるものとし、移行を強制したり、移行しないことを否定的な勤務評定材料としたりしないようにしてください。また、基本給とみなされる部分で月給制と年俸制の給与に格差が生じないようにすること、年俸の業績給部分についても、大学が構成員の平等な努力と相互協力によって運営されていることに鑑み、極端な格差や不公平が生じないように配慮することも重ねて求めます。

以上